

## 規約

本規約は一般社団法人ユニバーサルリモートセラピスト協会（以下「協会」という）が認定するユニバーサルリモートセラピスト資格に関する事業（以下「本事業」という）に適用される。

### 第1条（資格認定）

協会は協会又は協会の指定する者が開催するユニバーサルリモートセラピスト養成講座を終了し、協会が実施するユニバーサルリモートセラピスト認定試験に合格し、協会が定める所定の条件を満たした者に対してユニバーサルリモートセラピストの資格（以下「本資格」という）を付与する。  
本資格を付与された者を「ユニバーサルリモートセラピスト認定者」（以下「資格認定者」という）とする。

### 第2条（受講資格・認定資格・再試験）

1. ユニバーサルリモートセラピスト養成講座は協会の理念に賛同し、25歳以上の者に限り、受講することができる。
2. 認定試験はユニバーサルリモートセラピスト養成講座を修了した者に限り、受験することができる。
3. 認定試験は、協会が指定した日に実施する。ただし、協会は、ユニバーサルリモートセラピスト養成講座の開催日前に、実施日を公表するものとする。
4. 認定試験は、実技試験によるものとし、協会が定めた合格点を獲得した者を合格とする。
5. 協会は、認定試験に合格し認定料を支払った者に対して本資格を付与する。認定料は30,000円（税別）とする。
6. 認定試験に合格しなかった者は、後日、協会が実施する認定試験を再度受験することができる。ただし、受験料として協会に対して、1回あたり10,000円（税別）を支払うものとする。

### 第3条（受講料）

1. ユニバーサルリモートセラピスト養成講座の申込みをするもの（以下「申込者」という。）及び認定試験を再度受験する者（以下「再受験者」という。）は、所定の期限までに協会に対して所定の受講料、認定料、受験料その他の代金（以下「受講料等」という。）を支払うものとする。
2. ユニバーサルリモートセラピスト養成講座の受講料は協会の公式ウェブサイト等へ掲載するものとする。
3. 申込者がユニバーサルリモートセラピスト養成講座の申込み後に同講座の受講をキャンセルする場合は、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 申込者は同講座の受講料等を入金した後は、同講座の受講をキャンセルする事はできない。
  - (2) 申込者は、同講座の受講料等を入金する前は、同講座の受講をキャンセルすることができるが、同講座の第1回開催日の14日前以降に同講座の申込みがなされたものであるときには、次のとおり、受講料等を負担するものとする。
    - (3) 同講座の第1回の開催日の14日前から8日前までの申込者から協会に対してキャンセルの申し出があった場合、申込者は受講料の50%に限り、負担するものとする。
    - (4) 同講座の第1回の開催日の8日前までに申込者から協会に対してキャンセルの申し出がなかった場合、申込者は受講料等の金額を負担するものとする。
4. 協会は理由の如何を問わず、再受講者に対して、その受講料を返金しないものとする。

#### 第4条（講座の中断・延期等）

1. 協会又は協会の指定する者は、ユニバーサルリモートセラピスト養成講座の開催前において、同講座の運営上やむを得ない場合には、同講座を延期または中止することができる。
2. 協会又は協会の指定する者は、前項に規定する場合において、ユニバーサルリモートセラピスト養成講座を延期したときには、同講座の運営上やむを得ない場合を除き、同講座の実施予定日から3ヶ月以内に代替の講座を開催するものとし、3ヶ月以内に代替の講座を開催しないときには、同講座を中止するものとする。
3. ユニバーサルリモートセラピスト養成講座を延期した場合には、協会または協会の指定する者は、受講料等を返金しないものとする。
4. 第1項又は第2項に従いユニバーサルリモートセラピスト養成講座を中止した場合には、協会または協会の指定する者は、同講座に係る受講料を返金するものとし、その額は申込者による入金額とする。
5. 協会及び協会の指定する者は、ユニバーサルリモートセラピスト養成講座の開始後において、同講座の運営上やむを得ない場合には、同講座を中断又は中止することができ、これに伴う受講料の返金はしないものとする。
6. 協会及び協会の指定する者は、本規約の条項に定めるほか、協会の運営に支障が生じた場合その他のいかなる場合であっても、それによって不利益又は損害を被った者に対して、その理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

#### 第5条（年会費）

1. 資格認定者は、協会に対して、毎年、年会費を協会が指定する方法で支払うものとする。
2. 前項の年会費は、10,000円（税別）とする。

#### 第6条（特典）

1. 協会は、ユニバーサルリモートセラピスト養成講座を受講した者（以下「受講者」という）に対して次に掲げる特典を無償で提供する。ただし、受講者が第10条第1項に掲げるいずれかの事項に該当した場合には、協会は、受講者に対してかかる特典を提供しないものとし、受講者がかかる特典の提供を受けたいときには、受講者はかかる特典を協会に返還し、又はかかる特典を破棄するものとする。

- (1) 両掌のチャクラ開口
- (2) 協会オリジナルテキスト

2. 協会は、資格認定者に対して、次に掲げる特典を無償で提供する。

ただし、資格認定者が本資格を喪失した場合には、協会は資格認定者に対して、かかる特典を提供しないものとし、資格認定者がかかる特典の提供を受けていたときには、資格認定者はかかる特典を協会に返還し、又はかかる特典を破棄するものとする。

- (1) 協会の会員登録
- (2) 協会の施術価格表
- (3) 協会の各種講座等の割引
- (4) 情報配信サービス

3. 受講者及び資格認定者は、第三者に対して、前2項の特典を貸与または譲渡することはできない。

## 第7条（本資格の有効期間と更新）

1. 本資格の有効期間は、資格認定者とその資格の付与を受けた日からその日の属する月の月末まで及びその翌月1日から1年間とする。
2. 前項にかかわらず、資格認定者が次に掲げるすべての条件を満たした場合、本資格の有効期間は更新され、その期間は1年間とする。
  - (1) 翌期の年会費を支払うこと。
  - (2) 本規約に改正があった場合、異議を述べていないこと。
  - (3) 本規約に違反していないこと。
3. 更新期限は、本資格の有効期間満了までとする。
4. 資格認定者が更新期限までに更新しなかった場合、資格認定者は本資格を喪失する。ただし、資格認定者が協会に対して第5条の年会費及び再認定料を支払った場合には、協会は、資格認定者に対して、本資格を再度付与するものとし、その有効期間は、資格認定者とその資格を再度付与された日からその日の属する月の月末まで、及びその翌月1日から1年間とする。
5. 前項の再認定料は10,000円（税別）とする。
6. 本資格の有効期間中は、ユニバーサルリモートセラピストの資格も更新されたものとみなす。

## 第8条（出店等の承諾）

資格認定者は、次に掲げる場合には、協会に対して、協会の書面、又は電磁的記録による事前の承諾を得るものとする。

- (1) 本資格を活用してイベントなどに出店等する場合
- (2) 本資格を活用して雑誌・テレビなどのメディアに出演等する場合
- (3) 本資格を活用してインターネット、雑誌、又は出版物その他の媒体物などに執筆等する場合

## 第9条（変更の届出）

1. 資格認定者は、その氏名若しくは名称、住所又は連絡先その他協会へ届け出るべき事項に変更が生じた場合には、協会に対して遅滞なく、その旨及び変更後の事項を書面、又は電磁的記録により通知する。
2. 資格認定者は、前項の通知を行わなかったことにより、不利益を被った場合があっても、協会に対して、その責任を求めることはできない。

## 第10条（法令順守）

1. 資格認定者は法令を遵守するものとする。
2. 資格認定者が、他の人に対して施術を行う場合は、対面であっても決して体に触れてはならない。
3. 資格認定者は、この技術を自分の力だと勘違いしてはならない。この力は、宇宙の大神様のお力をお借りしているので、常に謙虚さと、感謝の心を持って施術に臨まなければならない。

## 第11条（資格の剥奪）

1. 協会は資格認定者が次に掲げるいずれかの事項に該当した場合、当該資格認定者の本資格を剥奪する。
  - (1) 資格認定者以外の者に対して本著作物等を貸与し、施術技法を伝授した場合。
  - (2) 協会又は協会の講師の指示に従わず協会、協会の講師、受講者若しくは他の資格認定者の迷惑になるような行為または言動をした場合。

(3) 協会、協会の講師、受講者又は他の資格認定者の信用を失墜させるような行為または言動をした場合。

(4) 協会の講師、受講者又は他の資格認定者に対して、商品若しくはサービス等の購入勧誘行為又はセミナー等への参加勧誘行為（協会においてこれらの勧誘行為があると認められた行為を含む）を行った場合。

(5) 資格認定者が死亡した場合。

(6) 資格認定者が反社会的勢力である場合又は資格認定者の反社会的勢力との関係が協会において認められる場合。

(7) その他本規約に違反した場合。

2. 前項の場合であっても、協会は、当該資格認定者に対して、受講料、認定料、受験料、年会費その他当該資格認定者が支払った一切の金員を返金しない。

3. 第1項の場合、当該資格認定者は、協会及び協会の認定する者が開催するいかなる講座も受講することはできない。

## 第12条（資格等の譲渡禁止）

1. 資格認定者は、本資格を第三者に譲渡することはできない。

2. 資格認定者は、第6条の特典及び特典を受ける権利を第三者に譲渡することはできない。

3. 資格認定者は、前2項のほか、本資格に関する一切の権利を第三者に譲渡することはできない。

## 第13条（著作物等）

1. ユニバーサルリモートセラピスト養成講座において使用されたテキストや特典として提供された一切の著作物（第三者が著作権を有するものを除きノウハウ等を含め、以下「本著作物」という。）に関する著作権、商標権、著者、意匠権その他一切の知的財産権は、すべて協会に帰属し、協会の書面又は電磁的記録による事前の承諾を得ずに、資格認定者が次に掲げる行為その他これらを侵害する一切の行為を行うことを禁止する。

(1) 本著作権の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為。

(2) 本著作権等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為。

(3) 本著作物等の内容を、私的利用の範囲を超えて複製・改変等して第三者に配布する行為。

2. 資格認定者が本事業又は本事業に関連する事項に関して第三者に誤解を生じさせる恐れがあると協会において合理的に認められる内容、方法、表現又は表記により、インターネット、雑誌又は出版物その他の媒体物に説明等を記載した場合に、協会は資格認定者に対して、その記載の変更、訂正又は解除その他協会が合理的に満足する対応を求めることができ、資格認定者は、直ちにこれに応じるものとする。

## 第14条（協会の名称等の使用禁止）

資格認定者は、協会の書面又は電磁的記録による事前承諾を得ずに、協会の名称、ロゴ、商号その他一般人に資格認定者又はその行為が協会に関連するものであると誤解される恐れのある表現を用いてはならない。

#### 第 15 条（競合禁止）

資格認定者は、本資格の有効期間中及び本資格者の有効期限満了後 2 年の間は、自己又は第三者の名をもって本事業と同種または類似の事業を行ってはならず、本事業と同種又は類似の事業を行うものに対し、何らかの役務を提供してはならず、いかなる従事又は協力もしてはならない。

#### 第 16 条（引き抜き等の禁止）

資格認定者は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後、脅迫、威圧、強要、勧誘又は協会の講師、受講者及び他の資格認定者の引き抜きその他いかなる方法をもってするかを問わず、協会による本事業に関する業務の遂行を妨害してはならない。

#### 第 17 条（秘密保持）

資格認定者は、本資格の有効期間中及び本資格の有効期間満了後、協会によって開示された、又は本資格の付与を受ける過程で取得した、協会の技術上、営業上その他一切の協会の事業の情報（講師、受講者及び他の資格認定者の情報並びにユニバーサルリモートセラピスト養成講座に関する知識、技術及びノウハウを含むが、これらに限られない。以下「秘密情報」という）を秘密として扱うものとし、当該秘密情報を本資格の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

#### 第 18 条（損害賠償請求）

1. 資格認定者が、第 13 条から前条までの規定に違反した場合には、協会は、当該通資格認定者に対して、損害賠償請求をすることができる。
2. 前項に規定する場合、協会は損害を被ったものとみなし、その損害額は、受講料、報酬その他名目の如何を問わず、資格認定者が、第 11 条から前条までの規定に違反する行為に関連して得た一切の収入に相当する額とみなす。

#### 第 19 条（合意管轄）

本規約に関する一切の紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 20 条（個人情報の取扱い）

1. 協会は、協会が開催するユニバーサルリモートセラピスト養成講座の受講者及び資格認定者から提供された個人情報を適切に取り扱う。
2. 協会は、次の目的のためにも個人情報を利用する。
  - (1) 協会が提供するサービスを向上させるための各種アンケートの依頼
  - (2) 各種キャンペーン・セミナーの案内、特典等の発送
  - (3) 協会が開催する講座・セミナーの宣伝、広告
  - (4) 協会に対する質問・相談・問い合わせ等の返信
  - (5) 緊急時や災害発生時において協会が合理的に必要なと判断した際の連絡
3. 協会への個人情報の提供は任意によるものである。
4. 協会は、第 1 項の個人情報を返却しない。
5. 協会は、第 1 項の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しない。ただし、次のいずれかに該当する

場合には、この限りではない。

- (1) 法令により開示が要求される場合及び法令に基づき提供する場合。
- (2) 予め本人に必要な事項を明示し又は通知し、同意を得ている場合。
- (3) 生命、身体、財産等の利益を保護するために必要であって、本人の同意を得ることが困難な場合。
- (4) 合併その他の法律上の事由による承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で、当該個人情報を取り扱う場合。
- (5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要である場合で本人の同意を得ることが困難な場合。
- (6) 国、もしくは地方公共団体の各機関、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (7) 個人情報漏洩やウェブ上のハッキングその他の協会が損害を被る可能性がある事故（不正アクセス禁止法が禁止する一切の行為を含む）を未然に防止し、若しくは発生した事故に関して、迅速な救済を受けるために、当該不正行為をしている可能性が重いと協会が判断した者の個人情報を調査機関に提供する場合。
- (8) 協会が損害賠償義務を負うべき事故が発生した場合であって、協会が加入している保険の適用を受けるために、当該保険会社に個人情報を提供する場合。

#### 第 21 条（規約の変更）

協会は、本規約の内容を見直し、必要に応じてこれを変更することができる。

2022 年 9 月 9 日 制定

以下、余白